

特許権に関する会計的考察

石津 寿 恵

目 次

はじめに

- ・ 特許権に関する現状
- ・ 現行会計における特許権
- ・ 有価証券報告書における特許権の開示状況
- ・ 特許権の当初認識後の評価替

おわりに

はじめに

情報や技術といった知的資産は土地、建物、施設設備といった有形固定資産とともに企業の業績を左右するものとなってきている。しかし、現在、知的資産は財務諸表上必ずしも十分に情報開示されているとは言えない。このため、投資者の意思決定に有用な情報を開示するという観点からは、知的資産について検討を加える必要がある。本稿は、知的資産の一つである特許権を例として、投資者の意思決定に有用な情報の開示という観点から知的資産の評価の一側面を展望しようとするものである。

I 特許権に関する現状

(1) 特許権の重要性の高まり

特許権は、知的財産法の一つである特許法により定められた権利である。特許権の対象となる発明は「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」(特許法第2条1項)であり、その仕組みは、特許権を取得

しようとする者が特許庁長官に出願し、それが審査され、要件(新規性、進歩性等)を満たしていると認められる場合に登録され、特許権が発生するというものである。特許権の取得は、公開を意味するため、その発明を企業秘密として保持することはできない。しかし、公開の代償として、一定期間(特許権の存続期間は出願後20年、特許法第67条)、その発明の特定の利用行為(=実施)を排他的に禁止することができる。

企業が特許権を取得する意義としては、発明により新しい基盤技術を独占的かつ排他的に利用することによって優れた製品やサービスを提供し、また、ブランドを築く力となることが挙げられる。さらに、競合他社の類似製品・サービスの追従を排除したり、競合他社とそれぞれが持つ特許権を相互に実施許諾し合うことにより効率的な研究開発を行うことができるという側面もある。特許権を戦略的に管理・活用することは、企業にとって、競合他社の真似できない強みを持ち、競争力を増し、財務業績を向上させられる、といった大きなメリットをもたらすことにつながる。近年、企業にとって益々重要になっている特許権について、その有用性、流通の活発化、裁判の影響、及び担保融資の可能性といった面から見てみよう。

特許権の有用性

特許権の有用性について、企業資産における有形固定資産から無形固定資産への有用性のシフトという流れの中から見てみよう。か

つては、所有する有形固定資産の規模が、高い市場シェアや利益につながり、企業の競争力に直結していた。しかし、近年においては、無形固定資産の価値が企業価値に大きな影響を与えるようになってきている。情報技術とネットワーク化によって、価値を生み出す源泉はモノから知識や知識の融合体へと移って来ている⁽⁹⁾。企業の所有する資産を有形固定資産と無形固定資産とに分類すると企業価値に対する影響が78年と98年とでは逆転している。78年には企業価値のほとんどを有形固定資産が説明していたのに対して、20年後の98年には無形固定資産の方が企業価値を決定しているのである⁽⁹⁾。後に見るように無形固定資産には様々な項目があるが、中でも特許権は重要な項目である。85年当時、米国では双子の赤字への対応に苦慮していた。その原因として我が国からの廉価な工業製品の輸入の増大があった。これへの対応策の一つとして、大統領諮問機関である「産業競争力に関する委員会」の報告書(通称ヤング・レポート)は、プロパテント(Pro-patent=特許重視)政策を打ち出した。プロパテント政策は、特許権を活用して企業の活性化と経済の進展を目指すものであり、米国経済復活の原動力となった。現在、我が国においても、製造業が新興工業国に脅かされる中、技術立国として存続するためにプロパテント政策が採られるようになってきている。2002年7月に小泉内閣の知的財産戦略会議は、「知的財産戦略大綱」をとりまとめたが、そこでは特許政策の重視が大きな柱となっている。特許権は企業自身にとっても、我が国の経済全体にとっても有用性を増してきていると言えよう。

特許権流通の活発化

プロパテント政策等の影響により、今後我が国においても特許権の流通が活発化することが見込まれる。このことは特許権の売買取引の増大とその際の明確な経済評価の手法開

発の必要性という側面をもたらすのみではない。例えば、大学等の研究成果について企業を通じて実用化の促進を図ろうとする「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(大学等技術移転促進法)」が施行された(1998年)⁽⁵⁾。これは、大学等の研究成果への知的財産権の付与、大学等による企業等へのライセンス付与の奨励等を内容とするものである。同法によって大学の研究成果の企業等への積極的な移転(譲渡)を図るための技術移転機関(Technology Licensing Organization, 以下TLOという)が設置され、TLOを通じた企業との技術移転成約件数(譲渡契約や専用実施権等の設定の締結)は2001年に125件にのぼり、年々増加している⁽⁶⁾。また、特許アドバイザー派遣事業の導入、特許情報を開示する特許マップ(特許流通支援チャート)の作成などにより、特許情報の提供やマッチングが活発に行われるようになってきている⁽⁷⁾。

これまで特許権の流通はあまり行われてこなかった。しかし、これらの流通施策の推進により、企業にとって効率的な新技術の導入が図られることになる。例えば、研究開発をアウトソーシングすることによって膨大な研究開発費に関する企業の弾力的対応の幅が広がることになろう。特許権は、その実用化の促進や流通の拡大化によって、企業の経営戦略上においても一層重要性を高めていくだろう。

特許裁判の影響

特許権が企業の経営状況に与える影響として、特許裁判の増大といったリスクの側面がある。特許権への法的保護としては、民事として差止請求権(特許法第100条)、損害賠償請求権(民法第709条)、不当利得返還請求権(民法第703条、704条)、信用回復(特許法第106条)、刑事として告訴による刑事罰(特許法第196条)などがある。具体的には例えば

米国では、コダックとポラロイドの特許裁判（1990年）において、コダックはポラロイドに損害賠償額9億2500万ドルを支払い、15億ドルを費やして建設した工場を閉鎖し、既に販売した1600万個のインスタント・カメラを5億ドルかけて買い戻すこととなった事件がある。さらにコダックは15年に及ぶ法廷論争で1億ドルを費やしている。米国に進出している日本企業にとっても特許裁判は大きな影響を与えている。ミノルタとハネウェルの間の特許裁判においてミノルタは1億2750万ドルの賠償金を支払うことになったという例がある⁽⁹⁾。早期に特許侵害の対策を講じておかなければ、賠償金を支払うのみならず、それまでかけてきた時間とコストを無駄にしまうことになりかねない。これらの例に見られるように、とりわけ米国においては特許裁判が頻発するのみでなく賠償額が大きい。このことは米国に進出している企業だけの問題ではない。特許裁判の頻発と損害賠償額の増大化という傾向は後に記したように、最近の我が国の国内においても見られるものである。また、途上国における模倣品製作の抑止力となるという役割も果たし得る。特許権は裁判による賠償責任リスクとして企業の経営状況に影響を与えるようになってきている。

特許権担保融資の可能性

企業、とりわけ技術重視型のベンチャー企業や中小零細企業にとって、特許権を担保とした融資は有用である。通常、融資の際に担保とされるのは土地や建物といった有形固定資産である。ベンチャー企業等は従来型の重厚長大産業とは異なり、保有する有形固定資産は多くはない。むしろ、こうした企業には有形固定資産が僅かでも、収益を生む特許権等の知的資産を保有するといった場合も少なくない。こういったベンチャー企業等が融資を受け、事業展開・拡大等を図ろうとする際に、特許権は担保となる有用な手段である。

これまで、特許市場がほとんど存在しなかったこと、経済的評価が困難なこと等のために特許権を担保とした融資の例は限られてきた。最近では、特許権を担保にした資金調達として、日本開発銀行が行った、レーザー波形制御に関する特許によるピーエスエル社（98年）、超小型モーターに関する特許によるシコー技研（97年）などに対する融資の例が出始めて⁽¹⁰⁾いる。

また、特許権担保融資はベンチャー企業等にとって重要であるばかりではない。バブル経済崩壊後、含み担保資産の縮小と土地等有形固定資産への投資意欲の萎縮が見られる既存企業における新規投資分野になり得るものである⁽¹¹⁾。さらに、融資する金融機関にとっても同様に、土地等の有形固定資産の担保価値に着目した融資から事業の収益性を重視したものへと融資姿勢を転換させつつある⁽¹²⁾。こういった状況により、特許権を担保とした融資に注目が集まっている。

(2) 特許権の概要

前項で見たように、特許権は、企業の経営状況に大きな影響を与えるようになっており、企業における重要性を高めつつある。では、実際この特許権はどの程度存在し、どの様に利用されるのかを見てみよう。

出願・登録状況

98年における主要国の特許出願件数（国内、国外含む）は米国221万件、日本79万件、ドイツ61万件となっている⁽¹³⁾。米国は89年からの10年間に件数を12倍に伸ばし、92年以降世界のトップとなっている。これは、85年以来のプロパテント政策によるものであろう。99年の我が国における国内での出願件数は40.6万件、登録件数は15.0万件といずれも前年と比べて微増となっている⁽¹⁴⁾。しかし、日本人の出願傾向を見ると外国出願の割合は55%と主要国の80%（98年）に比べて著しく低い。また、特

許権には独創的・基礎的な基盤特許と、実務的改良としての応用特許とがあるが、我が国の特許は、国内向けでありかつ応用特許の割合が高いという特徴を持っている。現在、我が国の製薬業界においては、厚生労働省の指導により国内製薬会社の統合・合併が奨められている。これは、大規模化によって製薬会社の研究開発を促進し、先進諸国と比べて少ない状況にある基盤特許数を増加させることによって、国際競争力を高めることを目的としたものである⁽¹⁶⁾。国際的に通用する基盤特許の振興は、我が国の企業にとって不可欠なものとなってきた。

技術貿易

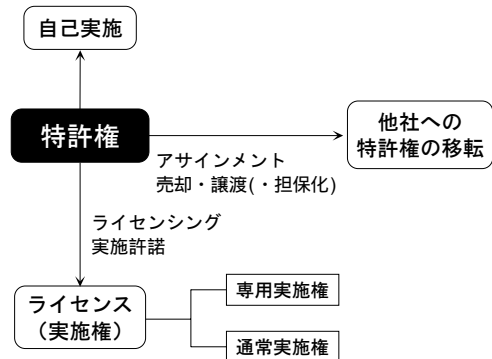
特許権は科学技術に関する研究開発活動を通じて生まれる成果である。後に見るように、企業はこれらの成果を自ら利用するばかりでなく、権利移転（譲渡）、実施許諾等という形で国際的に取引（技術貿易）している。日本銀行の国際収支統計によると、1999年の我が国の技術貿易額は輸出（対価受取額）が81.7億ドル、輸入（対価支払額）が98.4億ドルと、輸入超過という状況になっている⁽¹⁷⁾。業種別に見ると自動車工業では、どの相手国に対しても技術輸出額が輸入額を大幅に上回っているのに対して、通信・電子・電気計測器工業では、台湾・中国等のアジア諸国に対しては技術輸出超過、米国、オランダ等には技術輸入超過という状況になっている⁽¹⁸⁾。途上国における廉価で良質な工業製品が国際市場において増加してきている現状を勘案すれば、貿易立国である我が国においては、新たな先端技術の開発によってこういった国際経済状況に対応していかななくてはならないだろう。企業においては、今後ますます特許権を活用した技術輸出の有用性が高まっていくことになる。

利用形態

特許権の利用形態としては、自己実施、特

許権の移転、実施許諾、質権⁽¹⁹⁾がある。自己実施とは、特許権の取得者が特許権を利用するもので、独占的排他権を活用して自社製品の製造販売を有利に行うことができるものである。

図表① 特許権の利用形態



(出典) 特許庁「特許ハンドブック 研究開発・活かそう社会に 想像的研究成果を特許に」財団法人発明協会、2001年、139ページを一部修正。

特許権の移転や実施許諾は、多くの場合、特許権者（企業）に他者（企業）からの収益の流入をもたらすものとなる。特許権の移転とは、特許権の譲渡である。財産権の一つである特許権は、他の財産権と同じように他人に譲渡することができる。その場合、特許庁の特許原簿に移転登録する必要があるため、譲渡は特許権の移転と言われる。実施許諾とは、特許権者以外の者に特許権を実施する権利（実施権）を与えることでライセンス⁽²⁰⁾と言われる。特許権者以外の者がその特許権を適当な対価を支払って実施することを希望したり、特許権者が自らの実施のための資金、設備、人員等を手当てできないために他人に実施させることを希望する場合などがある。特許権者はライセンサー、実施許諾を受ける者はライセンシーという。なお、実施権には、ライセンシーに特許発明の実施を独占させる専用実施権（特許法第77条）と、実施の独占ではないがその特許発明を実施することができる通常実施権（同法第78条）とがある。す

なわち、前者は単一の者にしか許諾できないが、後者は複数の者に許諾できる。97年に社団法人発明協会が行った実態調査によれば、我が国における実施許諾はほとんどが非独占通常実施であり、また、ライセンス料は業種によるばらつき等はあるもののおよそ売上高の3~4%程度となっている⁽²¹⁾。

さらに、ライセンサーやライセンシーは、その特許権を実施して自分が利益をあげるだけでなく、普通の財産と同じように、特許権、実施権を目的として質権を設定することができる（同法第95条）。

(3) 特許権の経済的評価検討の必要性

これまで見てきたように、特許権は企業経営にとって重要な意味を持つようになって来ている。本稿は、この特許権の会計上の評価について検討しようとするものであるが、その前に特許を経済評価する必要性について、投資者の意思決定に有用な情報という視点から考察してみよう⁽²²⁾。

特許権の収益獲得能力の側面

特許権は現在、企業、とりわけ物理部門や電気部門に関わる製造を行う企業の経営状況に大きな影響を与えている。例えば、キャノンを見てみると、2000年における特許権収入（営業外収益）は158億円で経常利益の10%を占めている。これだけの収益を売上によって得るためには売上高を1491億円増加させる必要がある（営業利益率10.6%）。すなわち、売上高（16842億円）を9%増加させなければならない計算となる。ところが、このように大きな収益を生む特許権の貸借対照表上の価額を見ると、7400万円となっており固定資産総額7855億円の僅かな部分に過ぎない。さらに2001年を見ると、特許権収入は242億円にもなるが貸借対照表上に特許権は掲載されていない。経常利益の10%を占める収益を継続的に流入させる資産である特許権に関する情報

が貸借対照表に開示されていないのである。この他、主な米国企業の特許料収入を見てみると、IBMは11億ドル（98年）、ゼロックスは850万ドル（97年）、ダウ・ケミカルは1億2500万ドル（97年）にも上っているが、その資産計上額は僅かに過ぎない⁽²⁴⁾。米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, 以下FASBという）は、財務報告の目的を投資者の意思決定に有用な情報を開示することとし、意思決定に有用な情報として将来キャッシュフローの流入を評価するのに役立つ情報を挙げている⁽²⁵⁾。この見解に立てば、特許権は創出する将来便益に見合った資産としての評価がなされる必要がある。現在、特許権の資産価値のうちオフ・バランスとなっている部分を測定し、情報開示する必要がある。

研究開発費に関する費用対効果の側面

現在企業はめまぐるしい技術革新の進展への対応が不可欠である。このため、我が国における研究開発費は、この10年間で2.5倍に膨れ上がっており⁽²⁶⁾、企業にとって、投入した莫大な研究開発費の費用対効果は大きな関心事である。例えばキャノンでは、特許権が7400万円であるのに対して研究開発費は1945億円（グループ全体、2000年）となっている。特許権は研究開発の成功により取得される知的資産の権利である。研究開発費が特許としてどう結実し、便益をもたらしているかという情報は企業にとっても投資者にとっても有用である⁽²⁷⁾。

なお、反対に特許の維持が企業の経済状況に負の影響を与える局面も存在する。多くの特許権を持つダウ・ケミカルでは、全社的なコスト削減の一環として知的財産監査を行った。特許権は登録費用等の維持費がかかるため、取得したものの休眠状況にある特許権は企業にとって資産ではなくコスト要因となる。ダウ・ケミカルでは保有特許監査の結果、不

要な特許権を大学や非営利団体に譲ることによって特許維持費を5000万ドルも削減することができた⁽²⁸⁾。今後、特許出願の国際化にともない、出願書類の翻訳費用や代理人費用等で特許に係る申請・維持費は益々増大すると考えられる。特許権の持つ経済評価の意義は、その持てる価値を認識することであるが、その認識には、マイナスの価値を認識し、コスト削減に役立てるという側面も存在する。

II 現行会計における特許権

(1) 特許権の位置付け

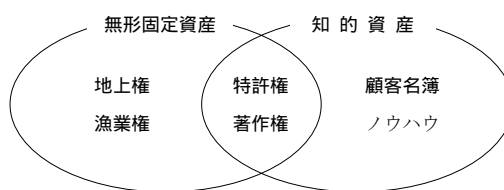
我が国企業会計原則では、「固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分しなければならない。…営業権、特許権、地上権、商標権等は、無形固定資産に属するものとする」(貸借対照表原則四(一)B)とされている。財務諸表等規則では「資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、さらに、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない」(第14条)としている。またさらに「営業権、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、入魚権、ソフトウェアその他これらに準ずる資産は、無形固定資産に属するものとする」(第27条)としている。

特許権は、我が国の会計規定では、無形固定資産の一例として示されているものであるが、近年においては、知的資産及び知的財産という点から注目されている。日本公認会計士協会は2001年に『経営研究調査会研究報告第12号 知的財産の評価(中間報告)』(以下、『中間報告』という)を公表している。ここでは、知的資産を「人間の知的活動の成果」とし、知的財産を「そのうち法による保護が認められているもの」としている⁽²⁹⁾。同中間報告によれば、無形固定資産は知的資産を内包する概念となっている。地上権などは「人間

の知的活動の成果」ではないからである。しかし、仮に、無形固定資産を先に挙げた我が国の企業会計原則や財務諸表等規則における例示(我が国の規定では無形固定資産の認識規準がないので例示で考える)によって捉えてみるのであれば、ノウハウや顧客名簿は「人間の知的活動の成果」であるため知的資産ではあるものの、我が国会計上の無形固定資産には含まれない。したがって、無形固定資産を我が国の制度会計上の無形資産として図示するならば、特許権、無形固定資産、及び知的資産の関係は図表 のようになる。

現在、我が国の会計はIASとの統合化が図

図表② 特許権、無形固定資産、知的資産の関係



られようとしている⁽³⁰⁾。このため、会計基準について、どこが我が国から国際的に主張していかなくてはならない部分であり、どこが我が国が国際的動向を採り入れていくべき部分なのかについて検討しなくてはならないだろう。その前提としてまず、両基準の相違を見る必要がある。そこで、国際会計基準書第38号「無形固定資産」(International Accounting Standards No.38, Intangible Assets, 以下IAS第38号という)⁽³¹⁾が例示している無形固定資産の例示項目と我が国における例示項目との相違を検討してみよう。IAS第38号では、コンピュータ・ソフトウェア、特許、著作権、映画フィルム、顧客名簿、モーゲージ・サービス権、漁業免許、輸入割当額(量)、独占販売権、顧客または仕入先との関係、顧客の誠実度、市場占有率及び市場取引権等を無形固定資産の例示項目として挙げている(para.8)。この例示は、顧客名簿や顧客また

は仕入先との関係なども無形固定資産として
いる点が我が国のものと異なっている⁽³²⁾。しか
し、IAS 第38号は掲げた例示項目のすべてを
無条件に無形固定資産として認識するという
のではない。IAS 第38号は、以下に見るよう
に無形固定資産の認識の要件を掲げ、例示項
目のうちこの要件に該当するもののみを無形
固定資産に認識するとしているのである。要
件を満たさない場合には「それを取得するた
めの支出または内部で創出するための支出は、
その発生時点で費用として認識される」
(para.9) ことになる。

我が国の規定を、現状のように無形固定資
産を限定的な例示事項にとどめておくのであ
れば、財務会計は企業における現下のブラン
ドや人材といった知的資産に関する情報開示
の必要性に対応できないだろう。IAS との統
合化という会計の国際化に弾力的に適応しつ
つ、我が国の会計基準・規定の普遍性を具備
させるためには、現在のように例示にとどめ
ず、我が国においても無形固定資産の認識の
要件を明示していくことが必要であろう。次
項では、まず、IAS 第38号における無形固定
資産の認識と測定に関する規定と、その規定
の特許権への該当性について見てみよう。そ
してさらに、当初認識測定において現在オフ
・バランスとなっている研究開発部分について
検討してみよう。

(2) 特許権の認識と測定

認識

我が国の企業会計原則も財務諸表等規則も、
特許権を無形固定資産の例示に含めているが、
無形固定資産の認識要件を示していない。こ
のため、なぜ特許権が無形固定資産となるの
かが明らかになっていない。一方、IAS 第38
号は、掲げた例示事項のうち認識要件を満た
す事項についてのみ無形固定資産と認識する
としている。IAS 第38号は、無形資産として
ある項目を認識するには、企業は、その項目

が以下に合致することを立証する必要がある
として、下記の (A),(B) の2項目を要件とし
て挙げている (para.18)。

(A) 無形固定資産の定義、及び

(B) 本基準書に記載される認識規準

それではまず、(A) に挙げられた無形固定
資産の定義と特許権との関係を見てみよう。
IAS 第38号によれば、無形固定資産とは「物
質的実体のない識別可能な非貨幣的資産で、
商品またはサービスの生産は供給に使用する
ため、自己以外に賃貸するため、あるいは管
理目的のために所有するもの」(para.7) と
定義している。その上で、下記の資産として
の要件を満たすものとしている。

(a) 過去の事象の結果として企業が支配
していること、

(b) 将来の経済的便益が企業に流入する
ことが期待されること、

つまり、資産のうち物質的実体がないもので、
識別可能性、支配、将来の経済的便益という
三つの定義条件を満たすものが無形固定資産
となる。

これらのうち、識別可能性については「同
一の収益事業に使用される他の資産から生ず
る将来の経済的便益を損なうことなく、企業
が資産に起因する特定の将来の経済的便益を
貸与、売却、交換、または分配することがで
きる場合には、その資産は分配可能」であり、
識別可能性があるとしている (para.11)。し
かし、IAS 第38号は分離可能性を識別可能性
の必要条件としているわけではないではない
(para.10~12)。また、企業が資産を支配して
いるとは「対象となる資源から生ずる将来の
経済的便益を獲得する力を企業が有し、また
それらの便益を他者が利用することを制限で
きる場合」 (para.13) であると、支配は通
常、法的権利に起因するとしている⁽³³⁾。さらに、
将来の経済的便益について見てみよう。IAS
は「財務諸表の作成及び表示に関するフレー
ムワーク」(Framework for the Preparation and

Presentation of Financial Statements)) の中で、将来の経済的便益について企業への現金及び現金同等物の流入に直接的にまたは間接的に貢献する潜在能力を言い、その潜在能力は、現金流出額を減少させる可能性を含むものである」(para.53) としている。そして、無形固定資産の将来の経済的便益は「製品またはサービスの売上収益、費用節減、あるいは企業による資産の使用によってもたらされるその他の利益を含む」(IAS 第38号 (para. 17)) とし、さらに「製造工程における知的資産の使用は、将来の収入の増加よりもむしろ将来の製造原価の減少になる可能性がある」(同) としている。つまり、IAS では現金等の流入と現金等の流出の削減とを経済的便益とし、知的資産は後者により関連しているとしている。

これらの三つの定義条件を、特許権に関して見てみよう。特許権とは冒頭に見たように「技術的思想の創作のうち高度なもの」(特許法第2条第1項) として個別的独立的に特許庁に登録され、法的権利として確立したものである。また、「他人が特許発明を業として実施する場合、その差し止めを求めることができる排他権」(特許法第68条) であり、売買可能でかつ実施許諾契約によって他者に利用させることができるものである。こういった性質を持つ特許権は、IAS 第38号が無形固定資産の定義条件とした識別可能性があり、かつ、特許権者である企業が特許権からの将来の経済的便益の獲得力を持つ、すなわち支配できるものである。さらに、特許権には、新製品・技術の発明かつ排他的権利の付与により売上収益をもたらすケース、特許権がなかったら他の企業にライセンス料を払っていたと仮定した費用を節減するケース、特許権に関するライセンス料収入が得られるケースなどがある。これらは、製品またはサービスの売上収益、費用節減、あるいは企業による資産の使用によってもたらされるその他の利益、すなわち将来の経済的便益をもたらすこ

とが期待できるものと捉えられよう。

次に、(B) に挙げられた資産の認識基準と特許権との関係について見てみよう。IAS 第38号によれば、以下を満たす場合にその資産を無形固定資産として認識しなくてはならない (para.19)。

- (a) 資産に起因する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつ、
- (b) 資産の取得原価は信頼性を持って測定することができる。

まず (a) について考えてみよう。一般に、将来の経済的便益流入の可能性について予測することは困難である。このため、IAS 第38号では「将来の経済的便益流入の可能性を予測するに当たり、資産の耐用年数にわたって存在するであろう一連の経済状況に関する経営者の最善の予測を表す合理的で支持しうる前提を基礎としなければならない」(para.20) としている。特許権は、通常、多くの人、金、物を費やした結果として取得するものである。多大なコストを企業がかけるのは、リスクもあるが、将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高いとの判断に基づくものと考えられる。章の特許権の利用形態のところで見たように、特許権が企業に経済的便益をもたらす形態としては様々であるが、ライセンス料収入を例にすると、例えば、電気産業ではその契約期間を「特許権の存続期間終了まで」(つまり、特許出願時から契約していた場合20年間) とする場合が多い。したがって、ライセンサーは将来的にも継続的なライセンス料収入を得ることが期待できる。また、特許権の自社利用の場合であっても、その製品にとって当該発明特許の存在が不可欠なのであれば、製造・販売を通じて、特許権が収益の一定部分(特許寄与割合)をもたらしていると考えられることができるため、製品の製造・販売が行われ続ける見込みと同程度に、特許権による将来の経済的便益流入の可能性が考えられると言えよう。

また、(b) に挙げた取得原価の信頼性ある測定という点と特許権との関係を見てみよう。現在、特許権の取得原価としてオン・バランスとして認められている部分を見てみると、特許申請料（出願料）、弁理士費用等が挙げられる。この部分に関して、特許権の取得原価は信頼性を持って測定することができると言えよう。なお、特許権の取得原価については、オフ・バランスになっていると考えられる部分があるので、この点については以下に詳しく見ていくことにしよう。

測定

これまで見てきたように、特許権は無形固定資産に該当するものである。したがって、その評価は、無形固定資産の測定・評価方法に従うことになる。ここでは、無形固定資産の測定・評価を当初認識時について見てみよう。そして、当初認識時においてオフ・バランスとなっている部分について検討してみよう。

IAS 第38号と同様に、我が国の企業会計原則も特許権は当初認識時に取得原価によって測定すべきであるとしている。企業会計原則によれば資産の評価は「原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない」（貸借対照表原則五）ものである。そして「無形固定資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額を控除した価格をもって貸借対照表価格とする」（貸借対照表原則五E）である。取得原価に含まれるものとしては出願料、特許料、その他弁理士費用など登録のために要した費用、及び特許権取得の際に繰延資産として計上されている試験研究費の額等である（法人税法基本通達7-3-14⁽³⁴⁾）。しかし、このうち試験研究費については繰延資産として取り扱われることによって、試験研究の過程において償却できるため、その試験研究が完成し特許権を取得した時には既にその試験研究費の大部分は償却済みとなっている。特許権として資産に計上される

ものはその未償却残額だけであるため、計上する金額が僅かになる場合が多いのが実情となっている⁽³⁵⁾。一方、他の者の有する特許権について実施権または使用権を取得した場合には、その取得費用は取得価額に算入することとなっている⁽³⁶⁾。つまり、例えば、同じ特許発明であってもそれが自己の試験研究によって取得された場合には、取得原価に計上されるのは申請にかかわる事務費程度であるため財務諸表上の資産価値として僅少にとどまるのに対して、他者からの譲渡によって取得した場合の取得原価は、通常、譲渡の際に将来便益をも見込んだ評価で取引されるために金類的に大きなものとなることになる。近年、企業形態の多様化・弾力化が進んできており、今後、研究開発部もんの分割や合併、アウトソーシングなども増加しよう。また、パテント政策強化により特許の流通にも変化が見られるであろう。これらを勘案すれば、買入特許権といった場合でも従来の他社からの買入れとは異なった様相を呈することになると考えられる。取得形態の差によってその測定に格差を設けることは、実務との関係でも新たな問題を生じさせることになる。

この点に関して、IAS 第38号承認時の理事会の見解では、「外部から取得した無形固定資産と、開発活動またはその他の形の活動のいずれからであれ内部的に創出された無形固定資産との要件の間に違いがあってはならない。したがって、内部創出の無形固定資産が無形固定資産の定義及び認識規準を満たしている場合には、常に認識しなければならない」（IAS 第38号付録「結論の根拠」para.23）としている。つまり内部における創出か外部からの買入れかという点から認識の有無を問うのではなく、上記の無形固定資産としての定義と認識規準とを満たしているかどうか、という点から認識の有無を問うことになる。さらに、「理事会は、内部創出の無形固定資産に関する支出（開発支出を含む）を、当該支出

が認識規準を満たす一つの資産になるにもかかわらず、これを即時に費用として認識するという代替処理の提案を退けた。理事会は、自由選択は財務諸表の比較可能性及び国際会計基準の代替的処理の数を削減しようとする理事会の近年の努力を損なうであろうと考えている」(para.24)としている。つまり、本基準で示す開発費部分は費用処理を認めず資産とすることを求めている。

この部分に関して、我が国企業会計審議会による『研究開発等に係る会計基準』(98年)の規定と異なっている。『研究開発等に係る会計基準』は研究開発費について、「すべて発生時に費用として処理しなければならない」(同基準、三)としている⁽³⁷⁾。確かに、研究部分と開発部分の区分を客観的に行うことは実務的困難を伴うものである(IAS第38号付録para 21)。また、体力のある企業は費用処理を、余裕のない企業は資産化を志向しがちな傾向があるため、財務諸表の比較可能性が損なわれる懸念がある。だからといって資産になるべきものを原則として一律費用にする⁽³⁸⁾というのは、比較可能性に優れているかもしれないが、資産の価値の評価をゆがめてしまうものである。とりわけ、研究開発にかかわる機械備品などの有形固定資産をも研究開発費として一律に費用処理することは(同基準注解、注1)、IAS第38号の考え方と異なるのみならず、他の有形固定資産との均衡を著しく損なう処理であると考えられよう。

研究開発費の中でもソフトウェアについては「ソフトウェアを用いて外部へ業務処理等のサービスを提供する契約等が締結されている場合のように、その提供により将来の収益獲得が確実であると認められる場合には、適正な原価計算をした上、当該ソフトウェアの制作費を資産として計上しなければならない」(『研究開発費等にかかる会計基準』四、3)とされている。この点、特許についても、例えばライセンス料という形で将来の収益獲得

が予測できる場合には同様に考えられて良いと思われる。なお、ソフトウェアについては、本基準以降、該当する企業においては貸借対照表に資産計上されている。例えば、松下電気では第93期(2000年)において、『研究開発費等にかかる会計基準』に基づいて、前期に「販売費及び一般管理費」としていたソフトウェアの一部について「無形固定資産」のソフトウェアとした。これによって営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ12億円増加した⁽⁴⁰⁾。特許権の取得には多大な研究開発費を要するものである。このため、その研究開発費部分を費用とするか資産計上とするかは企業の情報開示に大きな影響を与えるものとなる。

研究開発費は、その研究の成否の不確実性ゆえに、研究中に資産として認識することが難しい。しかし、その点をクリアし、研究開発費のうち将来の経済的便益獲得能力があると認められる部分を資産化するいくつかの会計処理の方法が考えられる。研究過程においては償却しないで、研究が成功した時は特許権の取得価格に計上し、研究が失敗した時は、その時の損金に計上する方法や、研究が成功し特許権を取得した場合に、その特許権にかかる試験研究費のうち既に償却した額を取り戻して特許権の取得価格にするという方法⁽⁴¹⁾である。また、白石和孝教授は、ブランド開発に関して、「ブランド開発仮勘定」を用いる方法を提案している。これによれば、まず、「ブランド開発支出」については、コスト・アプローチに基づいて、自己創設ブランドの資産性(将来の経済的便益)の有無が決定するまでの間、一旦「ブランド開発仮勘定」にそれらのコストを集計することになる。そして、開発に成功した場合は、成功が判明した時点でコスト・アプローチから価値アプローチへ切換えてブランドとして資産計上するとともに、コストと価値の評価差額をブランド勘定に追加計上し、同額を評価替剰余金の貸

方に計上処理することになる。一方、開発に失敗した場合は、失敗が判明した時点で「ブランド開発仮勘定」から「ブランド開発損失」(損失または費用)⁽⁴²⁾の勘定に振替える処理をすることになる。

確かに、研究開発を行っている段階では、その研究開発が将来の便益を生むものとして結実していない、あるいは成功が不確実なため、その段階では資産性を認識することは困難であろう。科学技術庁調査によれば研究開発の成功率は、基礎研究段階で19.0%、応用研究段階で35.8%、開発段階⁽⁴³⁾で55.6%、事業化段階⁽⁴³⁾で68.7%となっている。つまり、基礎的研究であればあるほどその研究の成功率は低い。しかし、結果的に特許権として成功した部分に関わる研究開発費は、特許権取得時点において、それまで費やした研究開発費を捉え直し、それを会計基準上、特許権の取得原価の要素として資産化するようにするのが、特許権の資産としての適切な評価と言えよう。具体的には、上記の方法のうち償却した研究開発費を取り戻す方法、仮勘定を用いる方法が相応しいと考えられよう⁽⁴⁴⁾。研究開発費のうち無形固定資産の定義と認識規準に合致する部分については資産化するという方法は、IAS第38号の考え方と同一線上にあり、会計の国際的潮流につながるものと言えよう⁽⁴⁵⁾。

Ⅲ 有価証券報告書における特許権の開示状況

章では、特許権を現在認められている取得原価の範囲によって評価することには問題があることを見てきたが、そのことをさらに明らかにするために、本章では、実際に特許権やライセンス料等が財務諸表上にどのように掲載されているかについて、全体的な状況と個別事例とについて見てみることにしよう。

(1) 全体的な開示状況

日本公認会計士協会の調査によれば、特許

権に関する科目(特許権、特許権等、特許使用权、特許実施権)を開示しているのは、調査対象企業(500社)の4分の1である125社に上っている。開示されている無形固定資産科目の中では借地権、電話加入権、電話線利用権に次いで特許権の件数が多い。現行会計上、知的資産を貸借対照表上に開示するのであれば無形固定資産の部分になることを考えると、現在開示されている知的資産としては特許権の件数が最も多いということになる。同調査ではさらに、無形固定資産の償却方法としては定額法が95%を占めていることを明らかにしている。

また、米国の状況について米国公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants、以下AICPAという)の調査⁽⁴⁷⁾を見てみよう。AICPAの調査によれば、特許権に関する科目(特許、特許権)を開示しているのは78社であり、調査対象企業(600社)の13%となっている。無形固定資産の開示科目としては営業権が57.0%を占めている。また、特許権の償却は法定・見積期間とする場合が46%、次いで40年未満(30年超)が8%となっている。米国の財務会計基準書第142号「のれん及び無形固定資産の会計処理」⁽⁴⁸⁾では、すべての無形固定資産が減価償却の対象になるわけではないが少なくとも毎年減損テストをすることとしている。また、償却期間は資産の有効年数を超えることはできない。

(2) 個別開示事例

米国商務省発表によれば、2000年における米国の特許登録件数の上位5社の中にはNEC、キャノン、ソニーといった日本企業が3社入っている。この3社で特許権の有価証券報告書上の開示情報を比較して見よう。そして、さらに米国の特許登録件数1位のIBMのアンニュアルレポートにおける記載も見てみよう⁽⁴⁹⁾。

これらの企業で、有価証券報告書の中で特

許に関する記載があるのは「事業の状況」の中の「経営上の重要な契約等」と「研究開発活動」、「経理の状況」の中の「貸借対照表」、「損益計算書」(いずれも単独)及び「有形固定資産等明細表」等である。

まず、特許権に関する記載が最も充実しているキャノンの有価証券報告書上の記載を見てみよう。キャノンは、2000年に貸借対照表上で無形固定資産として「特許権」7400万円、損益計算書上で営業外収入として「特許権収入」科目を立て158億円を計上している。損益計算書の注記には、「関係会社との取引」の中で関係会社から55億2700万円の特許権収入があるとの記載がある。また、キャノンが特許権に関わる部分について他社より詳細な記述をしている部分として、注記中の「販売費及び一般管理費」の主要な費用項目と金額に特許権関係が開示されている点が挙げられる。この部分では、153億8000万円に及ぶ特許関係の試験研究費が費用処理されていることが明らかにされている。先に見たように特許権とソフトウェアとの類似性を勘案して、この部分を資産計上した場合、営業利益から税引前当期純利益まで同金額が増額するので、例えば、税引前当期純利益(1412億8600万円)は1割程度増加することになることがわらう。

この他、「重要な会計方針」の中で無形固定資産は「法人税法による定額法」で償却する(法人税法上の特許権の耐用年数は8年間)との記述や、「有形固定資産等明細表」の中には、特許権の当期首残高(2億9600万円)、当期増加額(1600万円)、当期末残高(3億1300万円)、償却累計額(2億3900万円)、差引当期末残高(7400万円)等の記述がある。さらに「経営上の重要な契約等」の箇所では、技術導入契約(10件)、技術供与契約(33件)、相互技術援助契約(14件)と項目分けされており、例えば、技術供与契約として三洋電気に対して「レーザービームプリンタに関する特許実施権の許諾」(契約期間1988年11月16

日~2007年12月31日)というように、相手先、技術援助の内容、契約期間を明示している。なお、以下の2社でも「経営上の重要な契約等」の中において同様の項目の記載があるが、その契約期間を見ると、そのほとんどを「対象特許の終了日まで」としている。特許権の権利期間は20年間であるため、特許出願時から契約している場合、特許権のライセンス料収入・支出は20年間にわたって継続することとなる。

また、以上の他キャノンでは、インターネット上、IR情報として特許に関わる情報を別立てして過去10年間分を時系列で図表化して開示している。その内容は、研究開発費(1989億3900万円)、売上高研究開発費比率(13.4%)、米国特許登録件数(1795件)、米国特許出願公開件数(9463件)、特許権収入(157億7100万円)等である(前記括弧内は1999年の数値⁽⁵¹⁾)などとなっている。キャノンがIR情報として特許権と研究開発費との関係に注目していることが分かる。

ソニーは、貸借対照表上で無形固定資産として「特許権」3400万円、損益計算書上で販売管理費及び一般管理費として「特許権使用料」科目を立て412億6600万円を、営業外収益として「特許実施許諾料」科目を立て437億7400万円を計上している。特許権支出と特許権収入とを別建としている点がキャノンと異なる。損益計算書の注記中、「関係会社との取引」の中には136億4500万円の「特許実施許諾料」が含まれている。また、「重要な会計方針」として無形固定資産は定額法で償却するとの記述や、「有形固定資産等明細表」の中には、特許権に関してキャノンと同様項目に関する記述がある。

また、ソニーの有価証券報告書には、ソニーコミュニケーションネットワーク(以下、SCNという)に関する情報開示がある。これは、SCNの業績等が子会社連動株式の権利内容及び市場価格に一定の影響を及ぼすからで

ある。SCN の単体ベースの貸借対照表には2000年度新規に2131万円の特許権が計上されている。また「経営上の重要な契約等」の中には、「商標及び特許に関する契約」についての記述があり、そこには以下のようにライセンス料の算定に関する情報開示がある。「(SCN は) ソニーの保有する広範な特許資産を利用しつつ、他社から特許侵害で訴えられる可能性を最小限に押さえるため、特許その他の知的財産権については包括的なクロスライセンス契約を締結しています。...特許権に関するクロスライセンス契約については、SCN 及びソニーは、それぞれ相手方の保有する知的財産権を利用することができるという内容となっています。ただし、利用できるソニーの保有する知的財産権との均衡を図るため、SCN は対象売上高の1.0%をソニーに対して支払うことになっています⁽⁵⁴⁾。このようにライセンス料の算定に関する情報が公表される例は極めて稀である。ここで言う対象売上高とは、SCN 及びSCN の子会社の総収入額から、SCN 及びSCN の子会社のソニーに対する売上等を控除した金額である。

NEC は、連結、単体を通じて特許権そのものに関する財務諸表本体上の記述はない。僅かに連結財務諸表の注記の中の無形固定資産の欄で「無形固定資産は、主に購入した特許権、商標権、...等で構成される。...特許権、商標権については、主にそれぞれの見積有効期間で均等に償却している。...一定の事象や事業環境の変化により、無形固定資産の計上に回復不能な低下が生じた場合には、割引前のキャッシュフローを考慮の上、評価減を行っている」との記述が見られる。また、無形固定資産の減価償却の方法として定額法を採用しているという記載があるのみである。この他「経営上の重要な契約等」の中で「重要な技術導入、提供契約」として特許権のクロスライセンスに関して、キャノンと同様の項目について8件の契約についての記載がなされ

ている⁽⁵⁵⁾。

IBM は、連結、単体を通じて特許権そのものに関する財務諸表本体上の記述はない。しかし、連結財務諸表の注記では5億1500万ドルのライセンス料収入があることが示されている⁽⁵⁶⁾。また、CEO' Letterでは、科学技術のために多額に上る人的コストと設備投資を行っており、その結果、2001年に3000件を超える特許を取得したこと、そしてそれは米国で付与された特許件数として9年連続1位であることが明らかにされている⁽⁵⁷⁾。

以上の例を概観してみると、特許権が計上されている資産額に比して大きなライセンス料収入をもたらしていることが分かる。また、そのライセンス契約が相当長期であることも明らかである。投資者の意思決定に有用な情報が将来便益の流入に関する情報なのであれば、大きなキャッシュ・インフローが予測される特許権の資産価値についてオン・バランスする手法を検討する必要がある。次章では、特許権の評価替を通じたオン・バランス化を考えてみよう。

IV 特許権の当初認識後の評価替

(1) 当初認識後の評価の必要性

特許権は無形固定資産としての条件を備えているので、キャノンやソニーに見られたように資産総額の100分の1を超えた場合には、その科目を持って財務諸表上開示することになる。しかし、これまで述べてきたように現状のままでは投資者の意思決定に有用な情報開示という視点からは必ずしも十分とは言えないのではないだろうか。章ではその観点から、無形固定資産の当初認識における測定と研究開発費との関わりについて述べた。ここでは、無形固定資産の当初認識後の評価替について検討してみよう。

IAS 第38号においては、無形固定資産の当初認識後の測定に関して、標準処理としては「当初認識後の無形固定資産は、その取得原

価から償却累計額及び減損累計額を控除して認識しなければならない」(para.63)として
いる。この規定は、我が国の会計諸規定における無形固定資産の償却の規定とほぼ同様である。すなわち我が国では、まず企業会計原則で「無形固定資産については、減価償却額を控除した未償却残高を記載する」(貸借対照表原則四(一)B)としている。そして、商法では「固定資産ニツイテハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為シ予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス」(商法第34条2号)と、減価償却のみならず減損規定も設けている。計算書類規則では「無形資産については、償却額を控除した残額を記載しなければならない」(計算書類規則第17条)としている。

しかし、IAS 第38号には上記の標準処理とは別に「認められる代替処理」を挙げており、ここでは評価替(revaluation)についての規定がなされている。ここで言う評価替には、評価減のみではなく評価増も該当する。この部分が、減損のみを認めている我が国の商法とは大きく異なる。そして、「評価替の結果、無形固定資産の帳簿価額が増加する場合、その増加額を評価替剰余金として表示し、資本勘定の貸方に直接認識しなければならない」(para.76)として⁽⁵⁸⁾いる。つまり、無形固定資産の評価増を認識し、増加分は資本直入するとしているのである。

井上良二教授は、近年の金融資産の一部に対する時価評価は、単に一部の資産への時価基準の適用というものではなく、取得原価主義会計に対する新たな計算体系としての時価会計と捉えておられる。そして、これを価値の流れを認識・測定対象とする「価値会計」とされ、その中における無形固定資産の取り扱いのあり方を検討されている⁽⁵⁹⁾。現在の我が国の貸借対照表は一部金融資産にのみ時価評価を採り入れているに過ぎない。会計を投資

者の意思決定有用性という面から捉えるならば、その時のものの価値を付した一貫した貸借対照表として、情報開示の視点から無形固定資産の価値を開示する必要がある。

平井克彦教授は「有価証券について時価評価が推奨されている。しかし、時価評価は何か有価証券だけに限る必要はない。...有価証券について時価評価を提唱する者の中には、その評価益を実現利益であると説明して、時価評価の妥当性を主張する者がいる。しかし、固定資産の評価益は、どんなに説明をしたところで、実現利益であるとの説明にはならない。つまり、固定資産の時価評価を提唱するとしても、その評価益が実現利益であるから取り上げるべきであるというのではない。...時価評価は分配可能利益算定目的から提唱されるものではない。情報開示という観点から提唱されるものである。情報開示ということを考えれば、その評価益が実現していても未実現でも差し支えないことである。...」と述べておられる。無形固定資産である特許権は、1章で述べたように企業にとっての重要性を増してきており、オン・バランス化が必要と考えられる。投資者の意思決定のための情報開示という視点に立てば、特許権の将来収益について評価し、研究開発費の費用対効果を判断できる情報が必要であろう。そのためには特許権の資産評価にIAS 第38号が規定している評価替を採り入れるとともに、その際に、代替的処理(この視点に立てば、逆にこの方法の方が原則的処理になるが)を採用するべきである。特許権の評価益は分配可能利益ではないということは問題にならない。

投資者の意思決定のために、将来便益の流入に関する情報が有用なのであれば、便益を生むことが予測できるようになった時点でそれを加味した評価替を行う必要がある。特許権は、特許権の取得時から当該特許権を組込んだ製品の生産までにある程度の期間を要する場合が多い。このため、製品の生産ある

いはライセンス料収入がもたらされるようになった時点で、特許権の資産価値は大きく変動することになる。したがって、将来便益を勘案した評価替が必要である。その際考慮されるべきことは将来の便益なのであり、自己創設特許権か買入特許権かという特許権取得の方法による格差を設けるべきではない。すなわち、特許権として確立し、ある製品とて不可欠な要素として組込まれて生産される、あるいはライセンス契約が締結されるといったように、将来の経済的便益の流入が予測できるようになった時点で、その便益が取得原価を上回っているのであれば、その部分を評価増として、資産の評価替の際に計上する必要があるだろう。逆に、将来便益の流入の減少や停止が見込まれ、資産価値が下落するのであれば、減損を計上することになる。評価増が生じた場合、それは、資本の部に別立てして表示すべきであろう。評価益を資本直入とする方法は、我が国におけるその他有価証券の評価益の処理と同様である。

それでは、次章では、その評価替の際の価値評価方法について検討してみよう。

(2) 特許権評価替の際の価値評価方法

それではここで、特許権の評価替のための価値評価方法について検討してみよう。『中間報告』は、知的財産の評価方法としてコスト・アプローチ、インカム・アプローチ、マーケット・アプローチを挙げている⁽⁶²⁾。

まず、マーケット・アプローチについて考えてみよう。FASBは資産評価を公正価値で行うとしている⁽⁶³⁾。公正価値は「取引の知識がある自発的な当事者間で、独立の第三者間取引条件により、資産が交換される価額」であり、通常、取引価格はその時点におけるその資産の将来便益を反映して決定されると考えられる。したがって、マーケット・アプローチである公正価値は将来便益を表すとともに、支出をもって跡付けられる事実である。特許

権に公正価値が存在するのであれば、その評価替における評価方法として最適なものと考えられよう。しかし、特許権の市場流通は限られたものであり、また、存在した場合でも特許が発明であり、その独自性こそ価値があることを考えれば「類似の取引」というものは想定しづらい。したがって、特許権に関しては、マーケット・アプローチを採用できる場合はあったとしても極めて稀であり（ただし、プロパテント政策の一環として現在国によって導入されている特許権の流通振興政策が軌道に乗れば、将来的にはマーケット・アプローチを採る可能性が生じるかもしれない）、現実問題として現状では採用しがたい。

次に、コスト・アプローチについて考えてみよう。コスト・アプローチは取得原価と結びつくものである。自己創設特許を考えてみれば、コスト・アプローチである取得原価は将来便益を反映したものとは言い難いだろう。評価替の目的を、将来便益の流入を勘案した評価をすることにより、意思決定に有用な情報を提供することとするのであればコスト・アプローチを採用するのは適切ではないだろう。ただし、買入特許権を考えてみれば、買入れ時の取得原価が公正価値でありその時点における将来便益を反映したものとなっている。この場合、評価替の時点においても当初認識と差異が生じていなかった場合は、結果として、評価替の時点でも取得原価の近似値が得られることになるため、評価替した価額を計上し直す必要はないだろう。しかし、それは評価替をコスト・アプローチで行うということではない。

最後にインカム・アプローチを考えてみよう。将来の経済的便益の流入という投資者の意思決定に有用な情報の開示という視点から、特許権の評価替の手法を捉えた場合には、インカム・アプローチが最適だと言えよう。では、ここで、特許権のもたらす便益を捉えた価値評価を考える際に参考となるいくつかの

事例を挙げてみよう。⁽⁶⁴⁾

担保融資に見られる手法

先に見たように、我が国でも特許権を担保とした融資が行われるようになって来ている。担保とする場合は、まず、担保にしようとする資産が担保とするのにふさわしいかどうか、すなわち担保性の判断を行う。⁽⁶⁵⁾そして、担保性があると判断された場合、その担保物権の資産価値が問われることになる。ここでは、融資先がその特許を利用して将来どのくらいの収益を生むかを評価する、あるいは担保を押収した場合にそれを第三者に売却処分する際どの程度の経済的評価が可能かということが問われることになる。

特許権を含む知的財産担保融資については、通商産業省(当時)の委託により財団法人知的財産研究会が設けた知的財産権担保価値評価手法研究会の『知的財産権担保価値評価手法研究会報告書』(以下、『同報告書』という)に、その経済評価に関するまとめが行われているので、これに則して見てみよう。『同報告書』では、インカム・アプローチの考え方に基づいて、「将来の譲受人にとって知的財産権が将来生み出すキャッシュフローの現在価値をもって当該知的財産の価値とするディスカウント・キャッシュフロー法を採用することが妥当」と結論づけている。その具体的な適用は以下のように実施想定、キャッシュフロー想定、現在価値への割戻し、現在価値の検証という手順で行われる。

まず、実施想定が行われる。ここでは譲受人の平均像を想定して譲り受けた場合の売上高、原材料投入量、販売管理活動、減価償却、追加投資の規模等を予測する。次に、その実施想定に基づいて、『同報告書』では下記のように譲受人が将来創出するキャッシュフローを予測する(毎年のキャッシュフローを算出)。

売 上 高

-) 売上原価
-) 販売管理費
- + -) 事業関連損益

(小計) 営業利益

-) 実効税額 (実効税率49.98%)

(小計) 税引後営業利益

- +) 非現金費用 (減価償却費等)
-) 控除項目 (増加運転資本, 設備投資, その他)

キャッシュフロー

続いて、上記の手法で求めた各年のキャッシュフローを割引率を用いて現在価値に割り戻すことになる。割引率としては加重平均コストを用いるとしている。そして最後に、この手法で求めてきた価値が想定を含んだものであるため、これが常識的・感覚的に適当かどうかを検証して、必要に応じて補正するという方法である。⁽⁶⁷⁾

担保価値は、それを押収した場合に第三者に売却処分する際どの程度の経済的評価が可能かによって評価されるものである。したがって、その担保価値は将来の便益の流入によって評価されるものである。しかし、その計算は多くの予測を含むものである。例えば、キャッシュフロー計算の際の売上高の予測一つとってもたやすいことではない。この場合の売上高としては、すでに販売実績があればその実績を参考にする方法、あるいは「市場全体の見込み販売数量(既存市場や類似製品市場の実態から予測) × 単価 × シェア予測」といった方法などがある。実施許諾を行っている特許権であれば、ライセンス料としての収入が明らかであるためそれを売上高として考えることが可能と思われる。ライセンス料収入を利用して将来便益を計算する手法は、特許権の会計的評価を検討する際の参考となろう。

特許権に関わる損害賠償に見る手法

章で見たように、特許権には各種の法的保護が加えられているが、その中でも特許権侵害における損害賠償請求（民法709条）を見てみよう。民法709条の特別規定である特許法第102条では「損害額の推定」について規定している。その推定額の算出方法の概要を見てみると、特許権侵害者がその特許権を含む製品を譲渡した数量に、その侵害行為がなければ特許権者が販売できた物の単位あたり利益の額を乗じた額とするもの（第1項）、侵害者が受けた利益の額を特許権者の受けた損害額と推定するもの（第2項）、特許許諾していたら受けたであろう金額とするもの（第3項）の3種類がある。我が国における過去の判例では、損害賠償額を第3項のライセンス料収入相当額とする判例が55%、第1項の侵害者の利益相当とする判例が37%、第2項の被侵害者の逸失利益とする判例が6%、その他2%となっている⁽⁶⁹⁾。

特許侵害をしても我が国では米国と違い、懲罰的損害賠償が行われてこなかった。ライセンス料収入相当額とするケースが過半数という現状では、裁判で侵害したとの判決が下されてもライセンス料相当額を払うのみで済むため、訴訟を起こしても時間がかかるのみで経済的利益が薄く、かつ、その間に特許発明としての価値が薄れることもありうる。したがって、訴訟という手段は企業にとってそれほど有効ではなかった。しかし、近年、我が国においても多額の損害賠償が命じられるケースが出てきた。2002年、ゲーム器機メーカーのアゼル(株)が同業者サミー(株)を被告として(被告補助参加人、日本電動式遊技特許株式会社)特許権に基づく損害賠償請求を行った事件で、東京地方裁判所が特許侵害を認めて被告の会社に74億1668万円と年5分の割合による遅延損害金を支払う(合計約84億円)よう命じる判決が出された⁽⁷⁰⁾(その後、本特許権は特許権そのものの有効性が問われ

ている⁽⁷¹⁾)。これは、特許権侵害による損害賠償額としては史上最高額である。その損害金額の算定は以下のように検討された。

ア、3被告(サミー)販売台数...43000台。
 イ、原告(アゼル)の販売能力...原告の市場占有率から判断して被告と同様の製造・販売能力を備えている。
 ウ、単位数量(1台)当たりの利益の額
 ...187290円(下記 ×)。

原告商品の販売価格	334267円
-) 製造原価	90498円
-) 広告宣伝費	1000円
-) 販売費	5291円
-) ロイヤリティ	3365円
	<hr/>
	234113円
	...

寄与率(原告商品の利益額中の本件特許発明に対応する部分)
 = 80% ...

エ、原告商品の販売に影響した台数
 ...39600台
 上記アのうち3400台は定期的な新台入替え需要に対応するもので原告商品の販売に影響するものではないため。

上記を根拠として、損害額は74億1668万円(上記ウ×エ)と認められた。

この事例における損害賠償額の算定は、我が国で多く見られる「ライセンス料収入相当額」によるものではなく、上記第1項の特許権者の単位あたり利益に侵害者の売上数量を乗じた額を損害と推定する方法(権利者利益に基づく損害賠償)が用いられた。この規定は、98年の特許法の改定で導入されたものである。これは改正前の「侵害者利益」(つまり現行法第2項)の立証と比べて原告側の立証負担を軽減するものである⁽⁷²⁾。本改正により、今後特許権を侵害された場合に訴訟を起こしやすくする環境が整備されてきたと考えられる。また、我が国は、新興工業国から特許侵

害を受ける立場になって来ているため、今後特許裁判の重要性が高まるとともに、訴訟件数の増加が見込まれる。このため、法政審議会(法務大臣諮問機関)の民事・人事訴訟法部会は、東京と大阪の地方裁判所を特許権等の「専属管轄化」とすることとし、こういった現下の状況に対応することとしている⁽⁷³⁾。企業は、特許権に関する裁判が頻発し、かつ賠償額が高額化するリスクを負うようになってきている。

この例の場合、損害賠償額は特許がもたらす経済的便益の推定に基づいているため、特許権の経済的便益を基にした価値を評価する方法を考える際に参考となる。

相続税に見る手法

『相続税財産評価通達』(以下、『同通達』という)によれば、特許権(相続税法では無体財産権に含まれる)の価額は「その権利に基づき将来受ける補償の額の基準年利率(現行、年3.5%)による「複利現価の額の合計額」によって評価するとされている。

「複利現価の額の合計額」とは、

$$(1) \text{ 第1年目の補償金額} \times \text{1年後の基準年利率による福利現価率} = A$$

$$\text{第2年目の補償金額} \times \text{2年後の基準年利率による福利現価率} = B$$

：

$$\text{第N年目の補償金額} \times \text{N年後の基準年利率による福利現価率} = N$$

$$(2) A + B + \dots + N = \text{特許権の価額}$$

で表される(『同通達』141)。補償金を受ける期間は、課税時期から特許存続期間(特許出願の日から20年間)が終了する時期までの年数の範囲内で推計した年数である。ただし、「自らその特許発明を実施している場合におけるその特許権またはその実施権の価格は、その者の営業権の価額に含めて評価する」(『同通達』145)となっている。

相続税法における財産評価の原則は時価で

ある(『同通達』第1章総則、評価の原則一(2))。取得財産を取得時における時価とすることは、課税の見地からも、他の税制との均衡上も、また納税義務者の感覚判断からも最も適当と考えられている⁽⁷⁴⁾。その際の財産評価の方法の主要なものとして『同通達』では、売買実例価額による方法、調達価額または取得価額による方法、販売価額を基とする方法、複利現価による方法等を挙げている。特許権にはこのうち複利現価による方法が該当し⁽⁷⁵⁾具体的に上記のような計算方法が示されている。補償金の額の算定方法や年8分という利率の妥当性は課題を含んでいるが、FASBの財務会計諸概念に関するステートメント第7号『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報及び現在価値の使用』で提唱されている将来キャッシュフローの割引現在価値による評価という線に沿うものであり、特許権の価値評価を検討する際の参考となるものである。

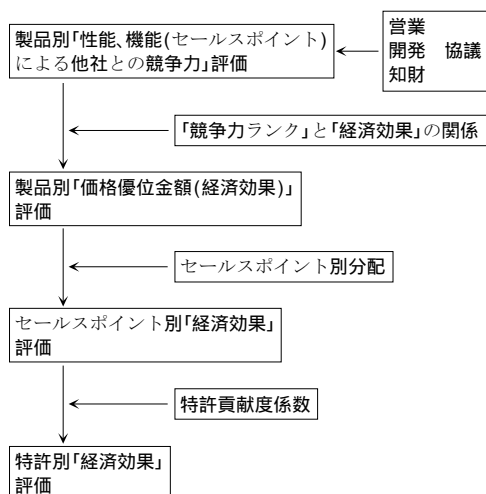
なお、企業の保有する特許権に関わる主要な税としては、この他に所得税があるが、これは所得にかかるものであり、特許権の資産価値を直接の対象としたものではないのでここでは触れない。

事業資産としての経済評価手法(コマツにおける事例)⁽⁷⁶⁾

コマツでは、知的財産権を数値化する手法を考案し、その評価手法について特許申請している。これは、1件の特許が製品にどのような優位性を与え、性能や価格に反映されているかを総合的に判断し、1件当たりの年間の経済効果を金額で算出するものである⁽⁷⁷⁾。図表は、特許別経済効果評価の計算手順のチャートである。

この方法では、営業・開発・知的財産の各部門が協力し、まず、特許が採用されているある製品(例えば、油圧ショベル)の「性能機能の他社競争力」をランクづける(6段階)、次に、その製品の「性能機能に関わる複数の

図表③ コマツにおける特許権の経済効果の計算手順



(出典) 財団法人知的財産研究所『平成12年度特許庁工業所有権制度問題調査報告書・特許制度が経済に及ぼす影響に関する調査研究報告書』2001年、125ページ。

「セールスポイント」を主要なものからランクづける(セールスポイントへの経済効果係数(所与)の割付け)、そして、「セールスポイント」が「特許(群)」でどれだけカバーされているかを評価する(貢献度は70%、30%、10%の3段階)、最後に、その「特許(群)」が「複数の特許」から構成されている場合には、それらの寄与度を夫々に按分する、という手順で行われる⁽⁷⁸⁾。

コマツでは、これにより得られたデータを、経営指標(知的財産活動全体の費用対効果など)への活用、日常特許管理への活用(外国出願、特許税納付の可否など)、発明マインドへの刺激、実施補償金算定への活用などに活用⁽⁷⁹⁾するとしている。計算の具体的手法は特許申請中ということもあり明らかではない。また、上記評価手法の各段階における客観性は十分とはいえないが、セールスポイントなど非財務的要素をも加味して1件の特許により「いくら利益が押し上げられているか」を計算しようという非財務情報と財務情報とを統合化する試みであり、特許権の価値評価方法に新たな手法をもたらすものとして参考にな

ろう⁽⁸⁰⁾。

これまで本章で見てきた4つの経済的手法の比較をしてみよう。の損害賠償に見る事例において算出されているのは、過去の便益に関するものである。したがって、将来便益を推定する手法ではない。しかし、特許権がもたらす経済的便益について、具体的な事例についての詳細な計算方法を明示している点で参考になろう。の相続税に見る事例は、

の損害賠償に見る事例とは逆に、具体的な補償金額の算定に関しては明らかにされていない。しかし、将来便益の割引現在価値という考え方が導入されている点で優れている。

の担保融資に見られる事例は、やはり将来便益の割引現在価値とい考え方が導入されている。しかし、その計算は多くの予測を含むものである。の損害賠償に見る過去の販売実績をもとに、やに見られる割引現在価値を用いるのも一つの方法であろう。その際、特許権の寄与率については具体的事例の積み重ねによるガイドラインの作成が必要であろう。また、その際、コマツの例に見られる定性的な要素も加味される必要がある。

おわりに

これまで見てきたように、特許権の経済価値をオン・バランス化することは、投資者の意思決定にとって有用なことであろう。また、研究開発の経済的成果の明瞭化にも結びつくため企業における研究開発の重点化あるいは効率化の判断にも役立つものと言えよう。このことは、ひいてはまた、米国を中心とする先進諸国による、我が国産業の基礎的研究へのシフト期待という側面に対する貢献という派生的効果も期待できるものである。

本稿は、特許権についての考察を通じて知的資産の評価について展望してみたものである。その方法としては、第一に、当初認識としては現行どおり取得原価を採用するが、取得原価に算入すべき事項のうちオフ・バラン

スとなっている部分、すなわち研究開発費の扱いを再検討する必要があると考える。研究開発費をその資産性に重点を置いて、成功時(特許権取得時)に、特許権として結実するまでに費やした研究開発費を戻し入れ、それを会計基準上、特許権の取得原価の要素として資産化するのが資産としての特許権に対する適切な評価と言えよう。研究開発費を費用処理する部分と資産処理する部分の区分の不明確性が懸念されようが、この手法については、ソフトウェアにおける研究開発費の資産化により先行実施済みであり、実務上も可能な処理と言えよう。

第二には、特許権が、当該特許権を組み込んだ製品の製造が行われ、販売が見込まれる、あるいは実施許諾契約によるライセンス料の流入が見込まれるようになった時点(逆に、見込みがないとなった時点もあろう)において、将来便益に着目してインカム・アプローチによる評価替を行うべきであろう。この場合、資産の将来便益流入の可能性の状況によっては、減損のみならず評価益の計上も行われることとなる。インカム・アプローチを採るのであれば、評価において買入特許権と自己創設特許権との間に取り扱いの格差は生じない。無形固定資産の評価に、買入と自己創設という入手形態による差異を設けず、ただ、無形固定資産の定義と認識規準とに該当するかどうかによってのみ差異を設けるという手法はIAS第38号の手法と合致したものである。

これらの点をオン・バランスすることは、投資家の意思決定に有用な情報を提供することに寄与するものであろう。これまで特許権を例として検討してきたが、本稿の検討の諸点を他の知的資産に適用させて行くことは不可能ではないと考えられる。したがって、今後、さらに他の知的資産についての考察を行って行きたい。

[注]

- (1) 田村善之『知的財産法(第2版)』有斐閣, 2000年, 152ページ。
- (2) 岡田依里『企業評価と知的資産』税務経理協会, 2002年, 62ページ。
- (3) 伊藤邦雄『無形資産の諸相』中村忠編著『制度改革の変革と展望』白桃書房, 2001年, 61ページ。
- (4) 知的財産戦略会議『知的財産戦略大綱』, 2002年。
- (5) 本法は、米国のバイ・ドール法(Bayh-Dole University and Small Business Patent Act, 80年)と類似したもの。米国では同法の制定により大学における特許権取得件数の急増と特許権の実用化の促進が図られ、大学へのライセンス料収入の増大(97年に4億8000万ドル)がもたらされるようになった(文部科学省『科学技術白書(平成13年版)』58ページ)。
- (6) TLOによる大学の特許出願件数は2001年には1008件と前年の3倍以上の伸びとなっている(特許庁『特許行政年次報告書(2001年版)』(社)発明協会, 2001年, 45ページ)。
- (7) 特許庁, 上掲書, 52~61ページ。
- (8) Kevin G. Rivette and David Kline, *Discovering New Value in Intellectual Property*, *Harvard Business Review*, 2000, 1-2, pp.64-65.
- (9) 特許庁『産業活性化のための特許活用』(社)発明協会, 2000年, 295ページ。
- (10) 特許庁, 上掲書, 50~51ページ。
- (11) 田代泰久, 『知的財産権担保融資の理論と実務』, 清文社, 1996年, 12ページ。
- (12) 鎌田薫『知的財産担保融資の意義と課題』鎌田薫編『知的財産担保の理論と実務』信山社, 1997年, 1ページ。
- (13) 文部科学省, 前掲書, 133ページ。なお, 世界知的所有権機構(WIPO)によれば, 国際出願件数では, 韓国(2318件), 中国(1670件)が急増してきている(日本経済新聞, 2002年3月22日)。
- (14) 文部科学省, 前掲書, 137ページ。

特許権に関する会計的考察

- (15) 文部科学省, 前掲書, 135ページ。
- (16) 日本経済新聞, 2002年 4月9日。
- (17) 文部科学省, 前掲書, 140～141ページ。
- (18) 文部科学省, 上掲書, 147ページ。
- (19) 特許庁『特許ハンドブック』(社) 発明協会, 2001年, 139～142ページ。
- (20) ライセンス料の算定方法には, 一括払い, ランニング・ロイヤルティ, ミニマム(マキシム) ロイヤルティなど様々な方法がある (Smith, Gordon V., *Valuation of intellectual property and intangible assets*, 1994, John Wiley & Sons, pp. 349～350.)。
- (21) (社)発明協会「平成9年度特許庁委託調査報告書・特許ライセンス契約等に関する実態調査」, 石田正泰監修『ライセンス契約実務ハンドブック』2000年, 223～247ページ。
- (22) 米国公認会計士協会のジェンキンス・レポート (American Institute of Certified Public Accountants, *Impluving Bussiness Reporting*, 1994) は, 財務諸表は投資者の意思決定に有用な情報を提供していないのではないかとし, このため非財務情報の有用性ととも無形固定資産情報の開示の必要性について言及。なお, 同レポートは, 事業報告という枠組みの中での情報開示を提案するものである。
- (23) キャノン『有価証券報告書総覧』大蔵省印刷局, 2001年, 19ページ。
- (24) (財)日本テクノマート『特許庁委託事業・特許流通ガイドライン』2001年, 7ページ。
- (25) Financial Accounting Standards Board, *Statements of Financial Concepts No.1 Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, 1978, para. 34, para. 37.
- (26) 文部科学省, 前掲書, 92ページ。
- (27) 勿論, 研究開発費は特許権のように発明に該当するものばかりではなく, 製品開発等に費やされたものを含むが, 特許は研究開発の主要な成果と言える。
- (28) Kevin G. Rivette and David Kline, *op. cit.*, pp. 62～63.
- (29) 日本公認会計士協会『経営研究調査会研究報告第12号 知的財産の評価(中間報告)』2001年, 3～4ページ。
- (30) 国際会計基準委員会で2000年5月に承認された定款の(Introduction(c))によれば, 国際会計基準作成の目的は, 各国の会計基準の「統合化」(convergence)にあるとされている。
- (31) International Accounting Standards, *International Accounting Standards No.38, Intangible Assets*, 1998, IAS 第38号はこの基準書の対象から金融資産を除外している。本稿では, Intangible Assetsを, 無形資産ではなく無形固定資産とした。
- (32) 我が国で無形資産のトップに挙げられている営業権を, IAS 第38号は対象外としている (para.1)。これは, 営業権に関してはIAS 第22号企業結合に規定しているためである。
- (33) IAS 第38号は, 支配は通常, 法的権利に起因するが, 権利の法的強制力は支配のための必要条件ではないとしている (para.13～16)。
- (34) ただし, 自己の行った試験研究に基づいて取得した場合には, これらの費用を取得価格に参入しないことができる (法人税法基本通達7-3-14の注)。
- (35) 武田昌輔・後藤嘉一編著『DHC会社税の積義第3巻』第一法規, 2207ページ。
- (36) 成松洋一『試験研究費の法人税務』(財)大蔵財務協会, 1997年, 144～145ページ。
- (37) 商法は開発費の資産処理を認めており, 『研究開発等に係る会計基準』と異なる。しかし, 開発費の償却期間は5年以内であるため, ほとんどの企業が支出時に費用処理している。
- (38) 田代泰久, 前掲書, 43ページ
- (39) 研究開発費の中でもソフトウェアについては資産計上が認められる場合がある (『研究開発費等にかかる会計基準』四, 3)。
- (40) 松下電気産業『有価証券報告書総覧』2001年, 82ページ。
- (41) 武田昌輔・後藤嘉一編著, 前掲書, 2207ページ。

- (42) 白石和孝『知的無形資産会計』サイエンス社、1997年、128～130ページ。
- (43) 科学技術庁科学技術政策研究所・三和総合研究所『研究開発政策が及ぼす経済効果の定量的評価手法に関する調査』1999年、36ページ。
- (44) 製作途中のソフトウェアの制作費は無形固定資産の仮勘定として計上されている。
- (45) ただし、米国の基準は研究開発費の即時費用化を定めている。
- (46) 日本公認会計士協会『決算開示トレンド(平成12年版) 有価証券報告書500社の実態分析』2000年、中央経済社、260～261ページ。(同書の平成14年版には特許権に関する資料が掲載されていない)
- (47) American Institute of Certified Public Accountants, *Accounting Trends & Techniques*, 2001, p.187.
- (48) Financial Accounting Board, *Statements of Financial Accounting Standards No.142 Goodwill and Other Intangible Assets*, 2001.
- (49) 科学技術庁(当時)の調査によれば、特許の出願・保有数が多い企業ほど特許の稼働率(保有特許のうち、自社による実施または他社への実施許諾を行っている特許の比率)が高い(科学技術庁科学技術政策研究所・三和総合研究所、前掲資料、77ページ)。
- (50) キヤノン『有価証券報告書総覧』2001年、76ページ。
- (51) http://www.canon.co.jp/finance/decade/c_year2.html (2002.4.18出力)
- (52) 特許権使用料は、1998年の有価証券報告書から記載されている。同年の「表示方法の変更」には「前年度「その他」に含めていた「特許権使用料」はその金額が販売費及び一般管理費総額の100分の5を超えたために区分掲載することにした」とのことである(ソニー『有価証券報告書総覧』2000年、108ページ)。
- (53) 特許権に関する収入の科目と記載区分には別の例もある。例えば、内外製薬は「特許権実施料収入」を従来は営業外収益に計上していたが、1999年度から売上高に含めて計上するよう変更している。(日本公認会計士協会、前掲書、429ページ)
- (54) ソニー『有価証券報告書総覧』財務省印刷局、2001年、148～149ページ。なお、SCNのロイヤルティ費用は連結ベースで3億8266万円、単体ベースで3億8234万円となっている(同総覧、160ページ、176ページ)
- (55) 日本電気『有価証券報告書総覧』大蔵省印刷局、2000年、55ページ
- (56) IBM, *IBM Annual Report 2001*, p.21.
- (57) IBM, *ibid*, p.50.
- (58) ただし、評価替による増加額は、当該資産の評価替による減少額を相殺する範囲内で、かつ、過去の事業年度に費用として認識された評価替による減少額の範囲で収益として認識しなければならない(para.76)。
- (59) 井上良二「ニューエコノミーと時価会計 無形資産の意味」『企業会計』Vol.54/No.2, 2002, 4～11ページ。
- (60) 平井克彦「固定資産の減損と時価評価」平井克彦・石津寿恵『損益計算と情報開示(改訂版)』白桃書房、2002年、125～126ページ。
- (61) 研究開発投資のタイム・ラグ(研究開発の成果が結実してから市場に出るまでの期間)は民間部門で平均5年間、導入知識のタイム・ラグ(外部から特許権のライセンスを受けてから事業開始までの期間)は平均2年間との調査研究報告がある(科学技術庁科学技術政策研究所・三和総合研究所、前掲書、72～76ページ)。
- (62) 日本公認会計士協会、前掲書、6～8ページ。
- (63) Financial Accounting Board, *Statements of Financial Accounting Concepts, No.7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, 2000, para.7.
- (64) 本稿に挙げた他に、アナリストによる利益予測に基づく方法等もある。詳しくは、以下を参照のこと(Mary E. Barth and Greg Clinch, *Revalued Financial, Tangible, and Intangible Assets: Associations with Share Prices and Non-*

特許権に関する会計的考察

- Market-Based Value Estimates, *Journal of Accounting Research*, 1998, supplement, pp.199~233.)
- (65) 知的財産の担保性判断には、それが権利として確立しているか、それが関与する製品の競争力の源泉になっているか、また、市場性(収益性)をもっているか、が問われる(河本健一「知的財産権担保価値評価手法研究会報告書の概要」『金融法務事情』第1435号, 12ページ)。
- (66) 実際の評価においては、特許を利用した企業の収益力そのものを評価することになる。
- (67) 河本健一「知的財産権担保価値評価手法研究会報告書の概要」『金融法務事情』第1435号, 13ページ。『同報告書』によれば、加重平均コストの算出方法は以下のとおり。
 加重平均コスト = $K_e \times E + K_d \times D$ + プレミア
 ア
 K_e = 自己資本コスト,
 E = 自己資本比率 (= 自己資本 ÷ 総資本) ...市価ベース
 K_d = 税引後借入金コスト,
 D = 借入金比率 (= 借入金 ÷ 総資本) ...市価ベース
 プレミア = 各融資主体の判断で設定
- (68) 石井康之「知的財産権の価値評価手法 - 知的財産権担保と企業内無形資産の価値評価に関するケース・スタディ -」鎌田薫編『知的財産担保の理論と実務』信山社, 1997年, 80~81ページ。
- (69) 日本公認会計士協会, 前掲書, 43ページ。
- (70) 2002年3月19日, 東京地方裁判所 平成11年(ワ)23945 特許権 民事訴訟事件。
- (71) 日本経済新聞, 2002年4月11日。本稿は、特許権の経済的資産評価の手法を検討しているものであるため、本特許権が無効かどうかとは関係がない。
- (72) 村林隆一, 松本司, 岩坪哲, 鎌田浩『新特許侵害訴訟の実務』2000年, (財)通商産業協会, 192~193ページ, 222~223ページ。
- (73) 朝日新聞, 2002年3月9日。同記事によれば、2002年中に民事訴訟法改正要綱案に盛り込む予定。
- (74) 国税庁資産税課資産評価企画官『第7次改訂財産評価の実務』ぎょうせい, 1979年, 11ページ。
- (75) 有賀善政『相続税財産評価の理論と実務』1969年, 政務経理協会, 25~29ページ。
- (76) (財)知的財産研究所『平成12年度特許庁工業所有権制度問題調査報告書・特許制度が経済に及ぼす影響に関する調査研究報告書』2001年, 123~129ページ。
- (77) 日本経済新聞, 2001年1月1日)
- (78) (財)知的財産研究所, 前掲書, 125~127ページ。
- (79) (財)知的財産研究所, 前掲書, 127~128ページ。
- (80) 知的資産に非財務的要因による評価を取り入れようとする海外での取組みについては以下の文献を参照のこと(西村優子「戦略に関する知的資産の測定」『会計』第161巻第4号(2002年4月), 42ページ)。

[Abstract]

A Study on the Valuation of Patent Rights

Toshie ISHIZU

Patent rights are an important intellectual asset. The value of intellectual assets has been receiving increasing attention in the valuation of companies. Although patent rights have a significant effect on the operational position of a company, their economic value has not been adequately recognized on balance sheets. This paper addresses the issue of valuation of patent rights on balance sheets. Section I presents basic information on patent rights. Section II describes the recognition of measurement of patent rights on accounting standards in Japan and by the International Accounting Standard Committee. Section III examines the disclosure of patent rights on financial statements. Section IV considers a revaluation of patent rights methods and invites further empirical investigation.

Financial statements should provide information that is useful to investors in making rational investments and similar decisions. Hence, financial statements should provide information to help investors assess the amount of prospective net cash inflows to a company. From this viewpoint, the value of patent rights should be presented on balance sheets because patent license fees bring large cash inflows to the company. This fact has been left out of consideration in the valuation of patent rights. Therefore, patent rights should be revalued. An income approach which is based on estimating patent license fees showing the amounts of prospective net cash inflow should be adopted. If patent rights carrying amounts are increased as a result of revaluation, the increase should be credited directly to equity under the heading of revaluation surplus. On the contrary, if the recoverable amount of patent rights is less than their carrying amount, the carrying amount should be reduced to the recoverable amount. The reduction is an impairment loss.